

令和7年11月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和7年(ネ)第3045号損害賠償等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所令和5年(ワ)第28331号)

口頭弁論終結日 令和7年9月16日

判 決

控訴人兼被控訴人

(以下「1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

太 田 賢 志

同

五 反 章 裕

同

見 次 友 浩

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目16番12号

控訴人兼被控訴人

豊トラスティ証券株式会社

(以下「1審被告」という。)

同代表者代表取締役

安 成

同訴訟代理人弁護士

土 橋 正

主 文

1 1審原告の控訴を棄却する。

2 1審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 1審被告は、1審原告に対し、3005万3849円及びこれに対する令和5年3月13日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 1審原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、第1審、第2審を通じてこれを10分し、その3を1審原告の、その余を1審被告の各負担とする。

東 京 高 等 裁 判 所

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1審被告は、1審原告に対し、4293万4070円及びこれに対する令和5年3月13日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

2 1審被告

- (1) 原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分につき、1審原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要（略称は、原判決のものを用いる。）

- 1 本件は、1審被告との間で行った取引所株価指数証拠金取引（本件取引1）及び商品関連市場デリバティブ取引（本件取引2）には、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、説明義務違反及び過当取引の違法があり、不法行為に該当するとして、1審原告が、1審被告に対し、民法709条又は同715条に基づき、損害賠償金4293万4070円（取引から生じた損金3903万4070円及び弁護士費用損害金390万円の合計額）並びにこれに対する1審被告との最終取引日である令和5年3月13日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 原審は、本件取引1については利益を得て取引を終了しているから損害はないとし、1審被告の従業員が1審原告に本件各取引の勧誘をしたことは適合性原則に違反しないとしたが、本件取引2を勧誘するにあたり説明義務違反があり、また、手数料を稼ぐために過当な取引を行わせたものといえるとして不法行為の成立を認めた上、本件取引2に係る損金3903万4070円につき2割の過失相殺をし、1審被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用を過失相殺後の損金の1割とした上で、1審被告に対する請求につき3434万9

981円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却した。

これを不服として、1審原告及び1審被告がそれぞれ控訴した。

3 前提事実、争点及び各争点に関する当事者の主張は、後記4のとおり当審における当事者の補充的主張を加えるほかは、原判決の「第2 事案の概要」1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における当事者の補充的主張

(1) 1審原告

ア 原判決は、1審原告が取引開始前に1億円の退職金を受領したことをもって、資金的余裕があったと判示するが、退職金は老後の生活の備えとしての資産であるから、退職金を得たことを理由に資金的な余裕があるとして、ハイリスク取引を行う適合性があると判断するのは誤りであるし、老後資金である退職金をハイレバレッジ取引の原資に用いるよう勧誘することは適合性原則に照らし基本的に不適當である。また、1審原告は本件各取引開始時■歳であり、これといった投資経験がなく、積極的な投資意向もなかったことを考慮するべきであり、取引開始後においても、両建が用いられていること、取引が過当であること、預けた資金がわずか1年あまりで主に手数料として消失していること等の事情を踏まえて、適合性原則違反の有無を判断するべきである。

イ 原判決は、1審原告が、損益状況を認識していたにもかかわらず、損失の拡大を防止しなかった点に過失があるとして過失相殺を行ったが、1審原告が具体的に損失が発生していることを認識したのは取引終了直前であり、1審原告は、この時点まで担当従業員から合計して多額の損失が出ているという説明を受けていなかったため、封筒や葉書を開いてまで具体的な損益状況を確認しようと考えなかったのである。1審原告は、損失が出ていることを認識して以降は、取引を行っておらず、損失も拡大させてい

ないのであるから、1審原告が、損益状況を認識していたにもかかわらず、損失の拡大を防止しなかった点に過失があるとするのは誤りである。

また、過失相殺においては、加害者の態様と被害者の不注意との関係に照らして相対的に過失相殺の適用を考える必要があるとされているところ、専門家のふりをして、あたかも信任関係に基づいて助言するかのような態度で、手数料稼ぎを目的として両建を多用するなどの違法勧誘行為を敢行していた1審被告との関係において、1審原告の落ち度を非難し、1審被告が不法行為によって得た利益を保持させることは、公平の見地からみると許容できず、著しく正義に反する。

(2) 1審被告

ア 原判決が「顧客への実質的な説明義務を課している」とする金融商品取引業等に関する内閣府令117条1項1号は金融商品取引法37条の3第1項3号ないし7号までに掲げる事項について規定するものであり、そこでは「金融商品取引契約の概要」についての説明義務は定められているが、「両建」などの「取引仕法」についての説明義務については何ら定められていない。原判決は、信義則による説明義務を認めているが、金融商品取引法などの業法においては、業者の状況や取引の実態に即して具体的に説明義務を定め、その義務内容が明確であることを前提として、法令違反に対して行政指導や許認可の取消しを含む行政処分を課すものとしており、そのために業者は法令に定められた義務を遵守するよう努めているのであって、「信義則」を根拠とする説明義務違反を認めることは、義務内容を不明確にし、無用に拡張するものである。説明義務は「金融商品取引法上の義務」であって「信義則上の義務」ではない。原判決は、主に両建の説明義務違反について述べているが、そもそも両建についての説明義務があることを根拠を明らかにして示すべきである。なお、両建につき、建玉が複雑化しやすい、高度な相場判断が要求される、取引から離脱しにくくな

る危険性を伴うとの指摘は誤りであるし、山田は、1審原告に対し、本件取引1の開始前に2回、本件取引2の開始前に1回、両建の説明をしているのであり、説明義務違反がなかったと判断するのが合理的である。

イ 過当取引につき、原判決は約半数の建玉が保有日数5日以内に仕切られていることを根拠の一つとするが、最終的に利益を出して終了した本件取引1においても、40回中の19回が5日以内に仕切られていることからすると、保有日数の長短は取引の損益とは何ら関係しないことは明らかである。また、取引終了時の損失の約6割半を手数料が占めているとの指摘については、はるか以前に用いられ現在では無意味とされている「手数料化率」を指すものであるところ、手数料化率の最大の欠点は、手数料が同じであったとしても最終損金が少なければ少ないほど手数料化率が高くなることであり、このことから分かるように、何ら取引の状況を判断する指標とはならない。また、両建は、相場が不利に変動した時、あるいは不利に変動するかもしれないと判断した時の対処方法の一つであることからすれば、取引開始後、両建をするまでの期間については、相場の状況によって変わるものであり、過当取引とは無関係である。なお、因果玉をそのままにしてもう一方の建玉を細かく決済する方法は、損失を顕在化させずに買玉や売玉を建てて少しでも利益を上げて将来の損金をできるだけ減らそうとする合理的な経済行為であるし、7回あった両建の同時仕切りも、必要証拠金額を減らすことで余剰金額を増加させるといった合理的な目的があった。過当取引というのはそれ自体が不確定概念であって、一律の基準で判断できるものではなく、相場が落ち着いている状況であれば取引量や取引回数がそれほど多くなることはないであろうが、相場が大きく変動しているときに、それに対応しようとするなら取引回数は当然多くなり、取引量も大きくなるのであって、これを過当取引であると判断するのは誤りである。

ウ 本件取引1と本件取引2は、その対象が株価指数であるか（本件取引1）、金や白金であるか（本件取引2）、また本件取引1の注文は顧客が自らインターネット取引で行うのに対し、本件取引2の注文は顧客が金融商品取引業者の担当者に電話してするという点で異なるものの、証拠金取引であること、金融商品取引業者を通じて金融商品取引所で取引するものであることは共通しており、取引仕法も異なるところはない。そして、本件取引1と本件取引2における1審被告の担当外務員はどちらも山田であり、説明の仕方や勧誘の仕方は両取引で異なるものではないから、山田に本件取引2での説明義務違反があったならば、本件取引1でも説明義務違反があったであろうし、本件取引2で過当取引（勧誘）があったのであれば、本件取引1でも過当取引（勧誘）があったであろうとするのが合理的な推定である。しかしながら、本件取引1では1審原告に損失が生じておらず、本件取引2では生じていることからすれば、1審原告の損失は山田の説明義務違反や過当取引（勧誘）によるものではなく、因果関係がない。

エ 過失相殺につき、1審被告は、1審原告に対し、定期的に取り報告書等を送付していたほか、山田は、7回にわたって1審原告を訪問（面談）し、「訪問残高照合通知書」を用いて損益状況を説明し、1審原告もこれを確認して自署しているから、1審原告は本件取引2につき損失が拡大し続けている状況を十分理解していたのであり、それにもかかわらず、1審原告は損失の拡大を防止しようとした形跡がないのであるから、1審原告の過失は極めて大きく、大幅な過失相殺が認められるべきである。1審原告が損失の拡大を防止しようとしなかったのは、1審原告が損失を受容できる限度を決めた上で、余裕資金の範囲内で取引をしていたことによるものとも思われ、過失割合を2割とする原判決の判断は、金融商品取引における自己責任の原則をなくしてしまう不当なものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、1 審被告は、1 審原告に対し、不法行為に基づく損害賠償債務を負うと判断するが、過失相殺については3割が相当であると判断する。その理由は、当審における当事者の補充的主張を踏まえて原判決を補正するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、補正して引用する認定事実を「補正後認定事実」という。

(1) 原判決19頁14行目から同15行目にかけての「作成したが、その際、」を「作成した。同申込書には「取引の仕組の理解について」と題する欄があり、1 審原告は「契約締結前交付書面の内容について説明を受けましたか？」「商品関連市場デリバティブ取引が投機取引であることを理解していますか？」等の質問に対し、いずれも「はい」の項目にチェックを付し、また、資産状況につき、税込年収を2000万円以上、預貯金額を5000万円以上、預貯金を除く金融資産を約2000万円、住居を持家、住居以外の不動産として土地建物があると記載し、投資目的につき、売買差益の項目にチェックをした。1 審原告は、」に改める。

(2) 原判決21頁2行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(6) 1 審被告は、1 審原告に対し、本件各取引につき、取引の都度作成される「取引報告書」、毎月末現在の取引状況を示す「取引残高報告書」、年間の差引損益額を記載した損益証明書をそれぞれ送付していたほか、本件取引2が開始された令和3年8月から同年12月にかけて、7回にわたり、山田又は支店長及び山田が1 審原告を訪問して、建玉の内訳や口座資産状況が記載された「訪問残高照合通知書」を示して損益状況を説明し、1 審原告は、その都度、上記通知書に記載された「本日までの私の取引について全て確認しており、上記の内容につきましても相違ないことを確認します。」との記載のある「ご氏名」欄に署名した。(乙34～36、45の1～45の7)」

(3) 原判決22頁1行目の「関与しており、」から同2行目の「事情はないこ

とからすれば、」までを「関与していたこと、1審原告は本件取引1開始時において73歳であったものの、当時、その判断能力及び理解力が不足していたことを窺わせる事情はないことからすれば、」に改める。

- (4) 原判決22頁5行目冒頭から同13行目末尾までを次のとおり改め、同14行目の「エ」を「オ」に改める。

「ウ また、1審原告の本件各取引における投資目的は、金利・配当相当額（本件取引1）及び売買差益（本件取引1及び2）を得るものであったところ（補正後認定事実(2)キ、(3)オ）、1審原告が本件各取引を開始するにあたり作成した口座開設申込書に税込年収を2000万円以上、預貯金を5000万円以上、住居は持家、住居以外の不動産を所有していると記載していること（補正後認定事実(2)キ、(3)オ）、1審原告は本件各取引を開始する前に■■■■から退職金として1億円を受領していること（原審1審原告本人〔20、21〕）、1審原告は、■■■■から退職金を受領した後も、■■■■の専務として組織図（乙17）に記載され、会社から専務取締役の名刺を使用することを許可されており（原審1審原告本人〔23、24、27、28〕）、相談役として（補正後認定事実(1)ア）、継続的に報酬を受けていたと推認されることからすれば、1審原告において、その投資目的との関係で、本件各取引を行う資産的余裕はあったものといえる。

エ これに対し、1審原告は、退職金は老後の生活の備えとしての資産であるから、退職金を得たことを理由に資金的な余裕があるとするのは誤りであるし、退職金をハイレバレッジ取引の原資に用いるよう勧誘することは適合性原則に照らし基本的に不適當であると主張する。しかしながら、上記のとおり、1審原告は、本件各取引開始時点において、税込2000万円以上の年収を継続的に得ている旨を申告し、実際にも相談役として継続的にそのような報酬を受けていたと推認さ

れるのであって、年金や預貯金の取り崩しに頼った生活を送っていたわけではない。そして、1審原告においては、本件各取引開始に際し、自らの預貯金額を控えめに申告していることが窺われる（原審1審原告本人〔26、27〕）ことも考慮すれば、1審原告が当時■■■歳であり、退職金の一部を使って本件各取引を行ったのだとしても（なお、山田は、1審原告から、投資の原資が退職金であるとは聞かされていないと証言し（原審証人山田〔10〕）、1審原告も、山田に対し原資が退職金であると伝えたとは主張していない。）、本件各取引が、1審原告にとって明らかに過大な危険を伴う取引であったとまで認めることはできない。よって、控訴人の主張は採用できない。」

- (5) 原判決23頁7行目の「特に、」の次に「1審原告は、約2か月という短い間に、本件取引1のために2000万円、本件取引2のために2000万円の合計4000万円を入金しており、相場観が外れた場合には多額の損失を被る可能性があるのであるから、相場観が外れた場合の対処方法を説明する場合には、その対処方法自体のリスクについても具体的に理解することができるように説明をしなければ適切な対処方法が選択できないことになるところ、」を、同10行目の「建玉が複雑化しやすく、」の次に「いつ両建を外すのかの判断等につき」をそれぞれ加える。

- (6) 原判決25頁11行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「ク また、1審被告は、金融商品取引法や金融商品取引業等に関する内閣府令においては「両建」や「取引仕法」についての説明義務については何ら定められていないところ、業法において定められていない項目について「信義則」を根拠として説明義務違反を認めることは、義務内容を不明確にし、無用に拡張するから認めるべきではないとも主張する。

しかしながら、金融商品取引法は、直接には、金融商品取引業者に

対する公法上の業務規制を定めたものであるのに対し、信義則は民法上の基本原則（民法1条2項）として、金融商品取引業者と顧客との間の関係にも適用されるものであって、金融商品取引法などの業法に反してさえいなければ、民法上の関係でも説明義務違反にならないとか、信義則を根拠とした説明義務がおよそ発生しないなどすることはできない。なお、金融商品取引法においても、取引のリスクについては説明する必要があるとされているところ、本件取引2が顧客である1審原告に大きな損失を被らせかねないリスクのある取引であること、1審原告は、本件各取引を行うまで投資信託を除き投資取引の経験はなかったことからすると、1審原告が、本件取引2のリスクを適切に理解するためには、相場観が外れて損失が生じた場合の対処方法や、その対処方法自体のメリットやデメリットについてまで具体的に理解する必要があるといえるのであって、「取引仕法」や「両建」について説明する義務はない旨の1審被告の主張は採用できないし、十分な説明をした旨の1審被告の主張も採用できない。」

- (7) 原判決25頁12行目の「ク」を「ケ」に改める。
- (8) 原判決25頁19行目の「本件取引2では、」から同21行目の「（前提事実(2)ウ）。」までを「本件取引2は、令和3年8月16日から令和5年3月13日までの約1年7か月にわたって行われたものであるところ、本件取引2のための取引口座には、当初2000万円が入金され、その後、令和3年9月から10月にかけて、本件取引1のための取引口座から合計2100万円が入金され、合計4100万円の範囲内で多額の取引がされたものであること、取引のうち全体の約半数の建玉が保有日数5日以内に仕切られ、頻回な売買が行われており、1審被告に支払った手数料は合計25,45万8840円に上り、これは本件各取引終了時の損失の約65パーセントを占めていることが認められる（前提事実(2)ウ、オ）。」に改める。

(9) 原判決26頁22行目の「さらに、」から同27頁5行目末尾までを「さらに、令和3年8月24日の同限月同枚数の両建は、法令（金融商品取引法38条9号、金融商品取引業等に関する内閣府令117条35号）において、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして、金融商品取引業者からの勧誘が禁止されている取引であるところ、同取引に至る過程において、山田が、上記法令の趣旨を踏まえた適切な対応（説明、注意喚起や助言等）を1審原告にしたとは認められない。すなわち、山田は、上記取引に至った経過につき「今ぱっと出てこないです」「日誌に記載されているとおりです。」としか証言せず（原審証人山田〔37、43〕）、同日の委託者管理記録（乙26の3）からは、山田が1審原告に電話をかけて、金価格が相場観に反して上昇傾向にある旨の情報を伝えたところ、1審原告が「上がってしまうならどうにかしたいね」「でも損切りはしたくないな」と述べ、これに対し、山田が、売玉の損切り、両建、様子を見る等の対処方法を伝えたところ、1審原告が「損切りせずに買いを入れよう」と決めた旨が記載されているが、この電話は買い注文の受注を終えるまでが全部で4分間（同日午前8時41分から8時45分まで）という短いものであり、山田は「どうにかしたい」が「損切りはしたくない」と述べている1審原告に対し、損切り、様子を見るという対処方法とともに、特に注意喚起をすることなく両建という対処方法を提案しているのだから、このような提案を受けた1審原告において、両建を選択することは容易に予想されるからである。そして、この取引が本件取引2の開始からわずか8日後にされたものであること、山田において、1審原告に対し、同日のみならず、それまでも、両建の危険性を具体的に理解できるような説明をしていないこと、本件取引2の取引経過を併せて考慮すれば、山田は、1審原告が、損失が生じた場合に両建という取引仕法を取ることの危険性を十分理解していないことを認識しながら、1審原告に対し両建を含めた多数の取引を

するよう提案することで、1審被告の手数料を稼いでいたとみるのが相当である。」に改める。

(10) 原判決27頁11行目の「さらに、」から同28頁4行目末尾までを次のとおり改める。

「 山田は、1審原告が追加入金及び損切りを嫌う傾向にあった旨証言し（証人山田〔19、20〕）、1審被告は、1審原告が追加入金や損切りを避けるために両建を選択した（ことがある）と主張しているようでもあるが、仮に、1審原告において両建のリスクを正確に理解しない状態で、損切りや追加入金が避けられるからと両建を選択したからといって、これをもって1審原告自ら主体的に取引を行っていたと評価することは相当ではない。また、1審被告は、7回あった両建の同時仕切りは、必要証拠金額を減らすことで余剰金額を増加させるといった合理的な目的があったとも主張するが、そもそも1審原告において、両建の危険性を正確に認識していなかった以上、経済的合理性を欠く両建の同時仕切りをしてまで余剰金額を増加させるべきかどうか等について、適切に判断できたものとは認められないから、そのような理由で両建の同時仕切りを行っていたからといって、それが経済的に不合理な取引ではないとはいえない。

オ その他、1審被告は、建玉の保有日数や最終損金における手数料の割合、取引回数などは、過当取引の判断要素とはならず、相場が大きく変動しているときに、それに対応しようとするなら取引回数は当然多くなるなどとも主張するところ、保有日数を短くして頻繁に売買を行えば、その分だけ手数料は多額に上るものであるし、金融商品取引業者は手数料によって利益を得ているのであるから、最終的な損金と同じであった場合、損金に対する支払った手数料の割合が多ければ、

金融商品取引業者がそれだけ利益を得ているということにはなるのであるから、これらの点が過当取引の判断要素になり得ないとの1審被告の主張は採用できない。そして、本件証拠によっても、本件取引2において、保有日数が短かったり、取引回数が多かったり、損金に対する手数料の割合が大きかったことについて、1審原告のために特に必要であったといった合理的な理由があることを認めるに足りない。

カ よって、山田は、本件取引2につき、1審原告が損失が生じた場合の対処方法として両建をすることの危険性等を十分理解していないことを認識しながら、1審原告に対し、両建を含めた多数の取引をするよう提案することで、1審被告の手数料を稼いでいたものであり、過当な取引を勧誘していたと認められる。

(5) なお、1審原告は、山田には、証拠金取引について全く知識、経験のない新規委託者であった1審原告に対する、信義則上認められる新規委託者保護義務に違反する行為もあったと主張する。この点につき、1審原告が本件各取引のような証拠金取引についての新規委託者であったことはそのとおりであり、この点を、適合性原則、説明義務、過当取引といった場面において考慮することは必要であると解されるが、新規委託者保護について金融商品取引法には特段の定めがないこと等も考慮すると、本件において、1審被告に、信義則を根拠とする新規委託者保護義務違反があるとまでは認められない。

(6) 以上からすれば、山田は、本件取引2につき、1審原告に対し、損失が生じた場合の対処方法として説明した両建につき、この方法をとることの具体的なリスクにつき1審原告が理解することができるような説明をすることなく取引を開始させ、1審原告の理解が不足していることを認識しながら、両建状態を維持しつつ、過当な取引を勧誘したものであるから、本件取引2に係る山田の勧誘は不法行為に当たるものという

べきである。そして、山田の勧誘が1審被告の事業の執行に関して行われたものであることは明らかであるから、1審被告は、民法715条に基づき、1審原告に対する不法行為責任を負う。」

(11) 原判決28頁8行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「これに対し、1審被告は、本件取引1と本件取引2は証拠金取引であること、金融商品取引業者を通じて取引するものであることは共通しており、担当外務員はどちらも山田であったから、山田に本件取引2についての説明義務違反及び過当取引の不法行為があるのであれば、本件取引1についても同様であったと合理的に推定されることから、本件取引1では1審原告に損失が生じておらず、本件取引2では生じていることからすれば、1審原告の損失は山田の説明義務違反や過当取引（勧誘）によるものではなく、損失との間に因果関係がないと主張する。しかしながら、本件取引1と本件取引2は投資の対象が異なるのであるから、同じように説明義務違反があったとしても（なお、本件取引1の回数は本件取引2の回数に比べて少ないこと、本件取引1における1審被告の手数料が合計183万8210円であることは前提事実(2)ウのとおりである。）、一方では利益が生じ、一方では損失が生じることは何ら不自然なことではないから、1審被告の主張は採用できない。」

(12) 原判決28頁10行目冒頭から同29頁10行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 本件取引2では、両建についてその危険性を理解できるだけの十分な説明がないまま、取引開始から8日後に同限月同枚数の両建がされ、以後、大半の期間につき両建状態が継続していること、取引開始から約2か月間で手数料額が1000万円を超えていることからすれば、山田による勧誘の違法性は重大であるといえる。

イ 一方で、1審被告は、1審原告に対し、取引の都度「取引報告書」

を、毎月末に「取引残高報告書」を、毎年、年間差引損益額を記載した損益証明書をそれぞれ送付していたほか、本件取引2が開始された令和3年8月から同年12月にかけて、7回にわたり、山田らが1審原告を訪問の上、「訪問残高照合通知書」を示して損益状況の説明をしていたことが認められるところ（補正後認定事実(6)）、これらによって、1審原告は本件取引2に係る損失の状況を認識できたものである。1審原告は、具体的に損失が発生していることを認識したのは取引終了直前であり、それまでは合計して多額の損失が出ているという説明を受けていなかったため、送付されてくる封筒や葉書を開いてまで具体的な損益状況を確認しようと考えなかったと主張するが、1審原告は、少なくとも7回にわたり、山田らの訪問を受けて、直接、損益状況の説明を受け、確認をした旨を署名している（乙45の1ないし7）のであり、例えば令和3年9月2日付の訪問残高照合通知書（乙45の2）には、値洗差金がマイナス529万4000円であるとの記載が、同年9月17日付の同通知書（乙45の3）には、値洗差金がマイナス1907万2000円であるとの記載があるのであるから、取引終了直前まで具体的な損失の発生を認識していなかったとの1審原告の主張は採用できない。なお、本件取引2の取引口座には、令和3年9月から10月にかけて、本件取引1の取引口座から合計2100万円が入金されているが（前提事実(2)オ）、これは本件取引2のマイナスが大きくなったことによる資金移動であることが推認され、この事実も、1審原告が早い段階から本件取引2において多額のマイナスが生じていることを認識していたことを裏付けている。しかしながら、1審原告において、損失の拡大を防ぐために、本件取引2を終了させたり、取引のやり方を見直すなど損害の拡大を防止しようとした形跡は窺えないことからすれば、本件取引2に係る損失の拡大につ

いて、損害の公平な分担という見地から、一定の過失相殺を行うことはやむを得ないものというべきであり、これまで述べたところに加え、本件記録に顕れた一切の事情を考慮すると、その割合を3割とするのが相当である。

ウ これに対し、1審原告は、過失相殺においては、加害者の態様と被害者の不注意との関係に照らして相対的に過失相殺の適用を考える必要があるところ、1審被告との関係において、1審原告の落ち度を非難し、1審被告が不法行為によって得た利益を保持させることは公平の見地から許容できないと主張する。しかし、本件において1審被告が得た利益である手数料は2545万8840円であり、これは本件各取引終了時の損失額の約65パーセントであるから、3割の過失相殺をしても、手数料を超える金額を支払うことになるのであって、1審被告が不法行為によって得た利益を保持させることにはならず、1審原告の主張は採用できない。

他方、1審被告は、1審原告が損益状況を十分に理解しながら損失の拡大を防止しようとした形跡がない以上、大幅な過失相殺を認めるべきであり、そうでない場合には、金融商品取引における自己責任の原則をなくしてしまう旨主張する。しかし、1審原告は、本件各取引を行うまで、証拠金取引の知識、経験がなく、損失が発生した場合の対処方法として説明された両建につき、その危険性を具体的に理解することができるような説明を受けないまま、本件取引2を行っていたことを考慮すれば、大幅な過失相殺をすることは相当ではなく、1審被告の主張は採用できない。

(3) したがって、本件各取引による最終的な損失額である3903万4070円のうち、7割である2732万3849円について、1審被告は1審原告に対し、不法行為に基づく損害賠償として支払う必要がある。

また、上記金額の約1割である273万円を1審被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用と認めるのが相当である。

(4) よって、1審被告は、1審原告に対し、3005万3849円及びこれに対する令和5年3月13日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払義務を負うと認められる。」

2 結論

よって、1審原告の請求は、3005万3849円及びこれに対する令和5年3月13日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を求める限度で理由があり、その余は理由がないところ、1審被告の控訴は一部理由があるからその限度で変更し、1審原告の控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

水野有子 

水 野 有 子

裁判官

三輪恭子 

三 輪 恭 子

東京高等裁判所

裁判官

日置朋弘

日 置 朋 弘

東京高等裁判所

これは正本である。

令和7年11月27日

東京高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 進 藤 済 臣